

持分法に関する一考察

小 阪 敬 志

I はじめに

持分法 (equity method) は、関連会社や子会社といった被投資企業に対する投資の会計処理として、国際的に長らく用いられてきた方法である。持分法には全部連結に準ずる手法、すなわち一行連結 (one-line consolidation) としての性格が見られる一方で、被投資企業に対する投資の貸借対照表価額を決定する方法であるという性格も見られることから、いずれの視点から捉えるかによつて具体的な手続きの内容が異なりうる。これまで持分法は Nobes (2002) によつて一行連結 (準連結とも呼ばれる) として整理されてきたが、近年 EFRAG (2014) などによつて、今後の IFRS 開発にあたり、持分法の位置づけを改めて整理する必要性が指摘されている。IFRS とのコンバージェンスを進めている日本基準でも同様の必要性に迫られているといえるが、IFRS との間で連結手続に関するいくつかの重要な差異

が残されている現状も踏まえると、その重要性は極めて高いといえよう。

そこで本稿では、これまでの持分法の位置づけをめぐる議論の整理を通じて、現行の日本基準における持分法の位置づけをめぐる諸論点を考察することとしたい。なお、Nobes (2002) や EFRAG (2014) では、実際の会計処理規定を検証することで持分法の位置づけを検討するというアプローチが採られるが、本稿においても同様のアプローチによって考察を進める。

Ⅱ 持分法の位置づけ

EFRAG (2014) では、現行の IAS28 の規定を前提に一行連結としての持分法と測定基礎としての持分法についての整理を行っている。そこでまず EFRAG (2014) による検討を題材として、持分法の位置づけをめぐる議論を整理する。

1. 一行連結としての持分法

IAS28 「関連会社および共同支配企業に対する投資」(par.3) によれば、持分法とは「投資を最初に取得原価 (cost) で認識し、それ以後、被投資企業 (investee) の純資産に対する投資企業 (investor) の持分 (share) の取得後の変動に応じて修正する会計処理方法をいう。投資企業の純損益 (profit or loss) に対する投資企業の持分が含まれ、投資企業のその他の包括利益 (other comprehensive income) には、被投資企業のその他の包括利益に対する投資企業の持分が含

まれる」とされる。持分法の基本的手続きは、被投資企業（関連会社や共同支配企業）において生じた純資産の変動を、投資企業が保有する投資勘定において反映することによって行われる。被投資企業の純資産に対する持分と投資勘定とをリンクさせて会計処理を行う持分法は、そもそも連結の技術が発展する以前に子会社に対する投資を会計処理するための方法として発祥した。単純に会計手続きが展開した時系列としては持分法が全部連結（full-line consolidation）に先んじていたといえるが、全部連結が主要な連結手続きとなつている今日においては、持分法には全部連結に準じる手続きとしての位置づけが与えられているとされる⁽¹⁾。

持分法が一行連結であるとされる主要な根拠は、持分法で実施される手続きが全部連結において必要となる手続きと類似している点に求められる。EFRAG (2014) *「よめ」* IAS28 で要求される手続きが IFRS10 「連結財務諸表」における規定と類似している点を指摘している (par.35)。具体的には、のれんの取扱いと投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた損益の取扱いである。

(1) のれんの取扱い

まず全部連結においては、親会社の子会社に対する投資の帳簿価額と、子会社の資本のうち親会社の持分相当額が相殺消去される (IFRS10, par.B86(b))。このよき、IFRS3 「企業結合」の規定にしたがつて、投資の帳簿価額が子会社の資本（識別可能純資産）を超過する金額はのれんとして認識され、不足する金額は割安購入益⁽²⁾として認識される (pars.32-36)。

他方持分法でも、被投資企業に対する投資を行った時点でのれん相当額が把握される。ただ、相殺消去といった処

【表1-a】 財政状態計算書

財政状態計算書			P社	S社
諸	資	産	4,000	3,000
S社株式			3,500	—
合	計		7,500	3,000
諸	負	債	4,500	1,000
資		本	3,000	2,000
合	計		7,500	3,000

理は行われないため、のれんを個別の資産として認識することはなく投資勘定に含められたままとなる (IAS28, par.32(a))。他方、被投資企業に対する投資原価が被投資企業の識別可能純資産の公正価値に対する投資企業の持分に満たない場合には、当該不足額が利益として認識される (par.32(b))。以下、具体的な数値例を用いて両者を比較する。

【設例1-a】

P社は×一年四月一日にS社の発行済議決権付株式の一〇〇%を三五〇〇で取得した。同日における両社の財政状態は【表1-a】の通りであった。なお、S社の諸資産の公正価値は、四〇〇〇であった。また税効果は無視する。計算条件からするとP社がS社に対する支配を獲得し、全部連結によって処理されるべきであるが、全部連結と持分法の計算結果を純粹に比較する観点から、同様の条件で持分法を適用した結果を併せて示すこととする。

全部連結ではP社とS社の財政状態計算書を単純合算する。その上でP社のS社に対する投資であるS社株式とS社の資本との相殺消去が行われる。この時、S社の諸資産は支配獲得日の公正価値で再測定され、S社株式との相殺消去差額がのれんとして認識されることとなる【表2-a】(全部連結)。他方、持分法ではP社とS社の財政状態計算書の合算は行われないため、S社株式の取得日に限つ

【表2-a】 全部連結または持分法適用後のP社の財政状態計算書（のれんの場合）

	全部連結	持分法
資産	8,000	4,000
のれん	500	—
S社株式	—	3,500
合計	8,500	7,500
負債	5,500	4,500
資本	3,000	3,000
合計	8,500	7,500

持分法に関する一考察（小阪）

てみればP社の財政状態計算書は持分法適用前と比べて変化はない。しかし、全部連結と同様の計算手順によって、のれん五〇〇がS社株式の中に含まれた状態で把握されている（【表2-a】持分法）。

全部連結と持分法とで、のれんの取扱いが整合的であることは、割安購入益が生じるケースを考慮するとより明確になる。

【設例1-b】

【設例1-a】におけるS社株式の取得原価が一八〇〇であったとし、併せてP社およびS社の財政状態を【表1-b】のように修正する。その他の条件に変更はない。

全部連結では投資と資本の相殺消去を行い、公正価値による再測定後のS社の資本三〇〇〇に対してS社株式の取得原価が一八〇〇であるから、差額一二〇〇が割安購入益として認識される。他方、持分法でもS社の資本に対して投資の原価が不足している金額が利益として認識されるが、持分法では投資勘定を用いて処理が行われるため、同額だけS社株式も増額することとなる点に注意が必要であろう。^③ いずれの手続においても、認識された項目は利益剰余金に含められてP社の資本において反映されるようになる。【表2-b】では割安購入益として処理された部分のみを利益剰余金として別掲している。

【表1-b】 財政状態計算書

財政状態計算書	P社	S社
諸資産	4,000	3,000
S社株式	1,800	—
合計	5,800	3,000
諸負債	4,500	1,000
資本	1,300	2,000
合計	5,800	3,000

【表2-b】 全部連結または持分法適用後のP社の財政状態計算書（負ののれんの場合）

	全部連結	持分法
諸資産	8,000	4,000
S社株式	—	3,000
合計	8,000	7,000
諸負債	5,500	4,500
資本	1,300	1,300
利益剰余金	1,200	1,200
合計	8,000	7,000

このように全部連結において被取得企業に対する支配の獲得時に必要となる手続きと基本的に同様の手続きが持分法においても採用されている。ただ、被取得企業とは異なり、持分法の適用対象である関連会社や共同支配企業に対して、投資企業は（少なくとも単体では）支配を有さない。このため、のれんは個別の資産としては認識されず、投資勘定に含められたままになる。さらに、のれんの減損処理についても全部連結の場合と持分法とで取扱いが異なる。すなわち、のれんを個別の資産として認識する全部連結の場合、「IAS36「資産の減損」の規定にしたがい、のれんが関連する資金生成単位に配分された後、その回収可能価額と帳簿価額とを比較する形で、減損テストが行われる（pars.80, 90）。そして、のれんについて認識された減損損失の戻入は禁止される（par.124）。他方、

のれんを個別の資産として認識しない持分法の下では、投資全体を単一の資産としてIAS36に基づく減損テストを実施し、減損損失を認識しても投資の帳簿価額を構成するのれん等の個別の資産には配分されない (IAS28, par.42)。そして減損損失の認識以後において回収可能価額が回復すれば減損損失の戻入が認められる (par.42)。結果として、投資に含まれるのれんに減損が生じても、その後においてその減損損失が戻入られることがある。

このように現行IFRSでは、一方で全部連結と持分法で類似する手続が規定されつつも、他方では両者を明確に区別する規定も見られる。しかし前述のように、持分法を一行連結として位置づける主な根拠は、全部連結との整合性に求められる。それゆえ持分法の手続が全部連結と完全には一致していないことが、持分法が一行連結として明確に位置づけられない原因となっていると考えられる。このように全部連結と持分法とに異なる手続が生じた主な要因は、IFRSが連結財務諸表を作成する範囲となる報告企業 (reporting entity) の範囲を、排他的支配 (exclusive control) に基づいて画定しようとしている点にあると考えられる。EFRAG (2014) では、IFRS10において支配の概念に基づいた連結範囲の決定が行われ (par.47)、IFRS3では支配概念に基づいた認識原則が規定されていることを指摘している (par.48)。さらに、段階的な支配の獲得 (いわゆる段階取得) や支配の喪失があった場合と、子会社に対する支配を維持した状態での子会社に対する投資の追加取得や一部売却があった場合の取扱いが異なることも、併せて指摘している⁽⁴⁾ (par.50)。そしてEFRAG (2014) では、持分法を一行連結と見た場合、投資の状態が変化しない範囲で関連会社に対する追加的な投資が行われると、当該投資に含まれる追加的なのれん (または負ののれん) が把握されるものと考えられている (pars.56, 57)。

以上のように、全部連結と一行連結としての持分法において、のれんをめぐる処理の相違は、投資企業が被投資企

業に対する支配を有するか否かという観点から、区別されているといえよう。

(2) 投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた損益の取扱い

まず投資企業と被投資企業との間での取引には、投資企業から被投資企業への商品等の販売取引（ダウンストリーム取引）と被投資企業から投資企業へ向けた販売取引（アップストリーム取引）がある。

全部連結においては、親子会社の間で行われた取引から生じた損益は、全額消去することが求められる（IFRS10, par.B86(c)）。ダウンストリーム取引およびアップストリーム取引のいずれであっても、企業集団内部で行われた取引であれば、そこから生じた損益は未実現の損益であると考えられるから、その消去が必要となる。問題は消去した未実現損益の負担関係である。

【設例2】

P社はS社の発行済議決権付株式の80%を保有している。

(1) P社は原価8000の商品を10000でS社に販売し、S社は当該商品を販売せずに保有している。

(2) S社は原価8000の商品を10000でP社に販売し、P社は当該商品を販売せずに保有している。

まず【設例2】の(1)にあるようなダウンストリーム取引では、S社の棚卸資産に含まれる未実現利益2000を消去した際、その総額をP社の持分保有者のみが負担するのか、それともP社の持分相当1600（ $10000 \times 80\%$ ）のみを負担し、残額を非支配持分（non-controlling interest）の保有者が負担するのが問題となる。IFRSでは負担関係について明示されていないが、利益を付加しているのが親会社であることから、親会社の持分保有者のみが負担すべき

であると考えられる。トーマツ (2014) では、非支配持分に負担させない考え方が示されており (p.573)、実務上でも同様の解釈がなされているといえよう。

次に【設例2】の(2)にあるようなアップストリーム取引では、P社の棚卸資産に含まれる未実現利益200を付加したのはS社である。前述の考え方によれば利益を付加したS社の持分保有者であるP社および非支配持分保有者の双方によって、持分比率に応じた160と40がそれぞれ負担されるべきこととなる。しかしトーマツ (2014, p.574) では、P社の持分保有者のみで負担するという考え方も示されており、⁽⁵⁾ 実務上はいずれの負担方法も採用されているとの指摘がなされている。

このように、全部連結では企業集団内部の取引から生じた未実現損益は、全額を消去する必要がある。その上で負担関係をどのように扱うかは、ダウンストリームまたはアップストリームの取引のいずれであるかによって異なる。

持分法においても、投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた損益の消去が必要となる。ただし、ダウンストリーム取引およびアップストリーム取引のいずれの場合であっても、付加された損益のうち投資企業の持分相当のみが消去の対象となる (IAS28, par.28)。仮に【設例2】の状況で持分法を適用した場合、(1)と(2)のいずれのケースにおいてもP社の持分相当の160 ($110 \times 80\%$) が消去の対象となり、消去部分は投資勘定を用いて処理されることとなる。全部連結とは異なり、P社の持分相当の利益しか消去されない点に注意が必要である。特にダウンストリーム取引の場合、利益を付加したのはP社であるから、利益の総額を消去しP社の持分保有者のみで負担する (S社株式勘定において消去した利益の全額を処理することとなる) という方法も考えられる。むしろ全部連結との整合性を考えれば、この方法によるべきであろう。

EFFRAG (2014) では、投資企業の持分の範囲でのみ損益の消去を行うことが、IFRS10で採用する実体観 (entity perspective) と対立する所有主観 (proprietary perspective) を反映したものであると指摘している (par.36)。すなわち全部連結における実体観の考え方によれば、付加された損益はその全額が消去されなければならないが、持分法では投資企業の持分相当のみが消去される点が所有主観を反映しているということである。理論的枠組みに照らしても全部連結と持分法との間で一貫性がない点が、持分法を一行連結として明確に位置づけられない、もう一つの要因と言える。

2. 測定基礎としての持分法

持分法を適用すると、被投資企業に対する投資勘定には取得原価以外の測定値が付されるようになる。その意味で持分法は投資の測定基礎の一種としての性格があると考えられる。⁽⁷⁾ IAS28でも、持分法が投資の測定基礎としての性格を有していることを示唆する記述がみられる。EFFRAG (2014, par.29) では、被投資企業に生じた損失が投資企業の保有する投資の帳簿価額を超過した場合、当該損失に投資企業が責任を負うなどの条件がない限り、超過した部分については会計処理がなされない (IAS28, par.38) ことを指摘している。確かに、全部連結においては子会社が累積した損失により債務超過に陥ったとしても、変わらず連結手続きが実施されるが、持分法では損失の認識により投資勘定の残高がゼロになれば、それ以降損失を認識することはできない。この取扱いは、個別の資産評価と整合的であり、被投資企業に対する投資を資産の一種と見て測定していることの証左といえよう。

しかし、投資企業が被投資企業に対する決済計画のない貸付などを行っている場合には、これを投資の延長

(extension) と捉え、投資の帳簿価額を越えた部分の減額がなされる (IAS28, par.38)。以上の処理を踏まえても被投資企業の損失に対する持分が残る場合には、当該超過分の損失は認識されない。ただ、投資企業に損失を負担すべき法的債務などが存在する場合には、当該範囲内で損失と負債の認識が行われる (par.39)。このように、持分法の手続の結果によっては、投資勘定のみで会計処理が終わらずに他の資産や負債項目を用いて処理がなされることがあるため、一概に投資の測定基礎と位置づけるのは難しい。

持分法を測定基礎として位置づける別の根拠は、会計単位 (unit of account) の観点から説明される。EFRAG (2014, par.43) では、近年の IASB による決定の中には、被投資企業に対する投資を単一の会計単位として述べているものがあるとする。その例として、次の二つの記述を挙げている (括弧および傍線は引用者による。以下同じ)。

・ IAS28 (par.BCZ45) の記述

「…当審議会は、(投資) 企業が支配し認識している唯一の資産が投資であるため、(投資) 企業は、関連会社または共同支配企業 (被投資企業) に対する投資の帳簿価額の一部を構成する資産に減損損失を配分すべきではないと決定した。」

・ 二〇〇九年改訂の IAS39 「金融商品：認識および測定」 (par.BC24D) の記述

「…関連会社に対する持分の取得は、金融商品の取得を表すものである。関連会社に対する持分の取得は、構成する純資産の事後の連結を伴う事業の取得を表していない。当審議会は、IAS 第二八号の第二〇項 (現行基準の二六項) は関連会社に対する投資の会計処理に用いられる方法論のみを説明していることに留意した。これは、

企業結合および連結に関する原則が、関連会社および共同支配企業に対する投資に類推適用できることを意味するものと解釈すべきでない。」

以上の記述からも明らかとおり、持分法の適用対象となる被投資企業への投資を単一の会計単位、すなわち一つの資産と見て、資産としての会計処理を検討しようとしている。子会社に対する投資を全部連結で処理する場合、投資を通じた親会社による排他的支配は子会社の資産および負債にまで及ぶ。このため、会計単位は子会社が保有する個々の資産および負債とされる。他方、関連会社や共同支配企業の資産および負債に対しては、投資企業は支配を有さず、それらの会社に対する投資を支配するのみであるから、会計単位も投資ということになる。この点については、EFRAG (2014, par.34) でも被投資企業に対する投資が概念フレームワーク上の資産の定義に合致するとしている。ここでも支配の有無(より厳密には投資を行っている親会社や投資企業の支配が及ぶ範囲がどこまでであるか)という観点が登場していることは、注目に値する。投資企業が支配するのは資産としての投資であるから、そこに適用される持分法の位置づけはどのようなものか考えれば、資産に対する測定基礎の一種とするのが自然であろう。ただ、資産の測定基礎として位置づける場合には、現行の取得原価や公正価値による測定を行う枠組みの中で、それらのいずれとも異なる持分法による測定値を、どのように位置づけるのかという問題が生ずる⁹⁾。そこで、持分法を測定基礎として位置づける場合に、持分法の手続内容がどのようになるかを検討する必要がある。前述の検討でも見たとおり、現行の持分法の手続には全部連結と整合的なものがあり、これが一行連結として持分法を位置づける根拠とされた。持分法を一行連結とは異なる測定基礎として位置づける場合には、それに応じて手続内容も異なるはずである。この点、

EFFRAG (2014) では、持分法を測定基礎と位置づけた場合には、投資企業と被投資企業との間で行われる取引は、第三者 (a third party) との取引と同様に会計処理されるべきとの主張がなされ得るとされる (par.60)。したがって、ダウンストリーム取引やアップストリーム取引から生じる損益は消去されずに、総額が認識されるようになる (par.61)。このように全部連結と整合的な手続きを除外していけば、持分法による測定値は被投資企業に対する投資企業の持分額のみを反映するようになるかもしれない。ただ、そのような特殊な測定値を取得原価や公正価値と並列的に位置づけるには、やはり追加的な根拠が必要であろう。

いずれにせよ、現行の IFRS における持分法は、一行連結としての側面と測定基礎としての側面の双方を有しているような状況にある。基準開発の過程も加味すれば、一行連結として位置づけられてきたこれまでの議論から、支配の概念をアンカーとした整理を経て、測定基礎としての位置づけを行う方向へとシフトしようとしている過渡期なのかもしれない。EFFRAG (2014, par.45) では、「…IASB は、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計単位は、全体としての投資 (investment as whole) である」と、「一応決定した」としている。¹⁰⁾

Ⅲ 現行の日本基準における持分法の位置づけ

日本基準においては、IFRS との会計基準のコンバージエンス作業が進められている最中である。したがって、IFRS における持分法の取扱いの変化は、日本基準の開発にも影響する可能性が大きい。そこで、現行の企業会計基準第一六号「持分法に関する会計基準」および会計制度委員会報告第九号「持分法会計に関する実務指針」の規定を

確認することで、持分法の位置づけがどのような状況にあるかを検討する。

1. のれんの取扱い

企業会計基準第一六号 (par.11) によれば、「投資会社の投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんまたは負ののれんとし、のれんは投資に含めて処理する」こととされる。のれんまたは負ののれんの取扱いについては、企業会計基準第二一号「企業結合に関する会計基準」に従って処理する必要がある (par.12)。企業会計基準第二一号によれば、のれんは資産に計上し二〇年以内のその効果の及ぶ期間に渡って償却が行われる⁽¹⁾ (par.32)。他方負ののれんは、生じた事業年度の利益として処理される (par.33)。企業会計基準第一六号の準用規定にもみられるとおり、のれんをめぐる取り扱いは、全部連結における処理と整合的に規定されている。

さらにのれんの減損に関する規定であるが、日本基準では個別財務諸表と連結財務諸表上で取扱いが分かれる。まず個別財務諸表では企業会計基準第一〇号「金融商品に関する会計基準」の規定 (pars.20, 21) に基づいて、被投資会社に対する投資の時価が著しく下落した場合で時価回復の見込が無い場合 (時価の把握が困難な場合には実質価額が著しく低下した場合) に、減損処理が行われる。この取扱いは、被投資企業に対する投資を単一の会計単位と捉え、投資全体の減額を行っている。しかし、日本基準では個別財務諸表における持分法の適用は認められていないため、ここでの処理は持分法を測定基礎として位置づけていないわけではない点に注意が必要である。一方、連結財務諸表においては持分法が適用される。会計制度委員会報告第九号 (par.9) では、のれんの会計処理については会計制度委員会

報告第七号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の定めに従うこととされており、全部連結において個別の資産として計上されたのれんの減損処理と同様の取扱いが求められている。すなわち、「固定資産の減損に係る会計基準」の定めに従い、被投資企業に対する投資について認識された減損損失は、投資勘定に含められているのれんに優先的に配分されることとなる(二、8)。このように、のれんの減損に関する取扱いを見ても、日本基準における持分法では全部連結と整合的な規定がなされており、一行連結としての位置づけが与えられているといえる。

2. 投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた損益の取扱い

企業会計基準第一六号 (Par.13) によれば、「投資の増減額の算定にあたっては、連結会社 (親会社および連結される子会社) と持分法の適用会社との間の取引に係る未実現損益を消去するための修正を行う」こととされる。企業会計基準第一六号 (Par.6) では、持分法の適用対象として非連結子会社が含まれているのが特徴的である。ただ、その結果として投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた未実現損益の修正は、被投資企業が非連結子会社であるか関連会社であるかによって、(特にダウンストリーム取引の場合に) 処理が異なる。以下、会計制度委員会報告第九号の規定を要約する。

(1) ダウンストリーム取引

売手側である投資企業に生じた未実現損益は、買手側が非連結子会社である場合には全額消去し、関連会社である場合には原則として当該関連会社に対する投資企業の持分相当額を消去する。これは買手側が関連会社の場合、投資企業の他に支配株主や主要な株主が存在していることから彼らの持分部分については実現したものと考えられること

による (par.37)。ただし、他の株主に資金力がなく投資企業のみが関連会社の負債に対する債務保証を行っている場合のように、実質的にみて他の株主に支配力や影響力が無い場合には、他の株主の持分部分も未実現であると考えられる (par.37)。このような状況では、投資企業に生じた未実現損益は全額消去することとなる (par.12)。

ここでは、投資企業が被投資企業に対する支配を有するか否か、すなわち企業集団の内部で生じた損益か否かという観点から実現性が判定されているわけではない。投資企業と関連会社の他の株主とのパワーバランスによって、売手側の投資企業が付加した損益が全額未実現であるという判定がなされる余地もある。全部連結と異なる取扱いも見られるが、基本的には整合的な処理が規定されており、持分法には一行連結としての位置づけがなされているといえよう。

(2) アップストリーム取引

売手側である持分法適用会社（非連結子会社および関連会社）に生じた未実現損益の投資企業の持分相当額が消去の対象となる (par.13)。

アップストリーム取引の場合には、消去する未実現損益の範囲について、売手側が非連結子会社であるか関連会社であるかといった区別はなく、また関連会社の場合に投資企業と他の株主とのパワーバランスを考慮するといった処理もない。この取扱い自体は IAS28 とも整合的なものであるが、持分法適用対象に非連結子会社も含まれる日本基準においては、非連結子会社とのアップストリーム取引によって生じた未実現損益については、全額消去したほうが整合的な取扱いといえる。

3. 被投資企業が債務超過に陥った場合の取扱い

持分法の適用上、投資の日以降に被投資企業に生じた純損失があれば、その持分相当を投資企業の負担分として認識し、同額だけ投資勘定が減額される（企業会計基準第一六号、par.12）。しかし、被投資企業に継続して純損失が計上されれば、累積した損失により被投資企業が債務超過に陥ることとなる。会計制度委員会報告第九号（par.20）によれば、被投資企業が関連会社の場合には、原則として投資勘定の残高がゼロとなるまで減額が行われる。しかし、当該関連会社に設備資金や運転資金等の貸付金等がある場合には、当該貸付金が企業が継続していくための唯一または重要な資金源となっている可能性が高く、そのような貸付金は実質的に投資と同様の性格を有するものと考えられる（par.38）。したがってこのような状況下では、関連会社に生じた債務超過のうち、投資企業が負担すべき金額を認識しなければならない¹²（par.20）。投資勘定の残高を超えて認識された債務超過額については、関連会社に対する貸付金を減額し、貸付金等の残高を超えて認識される部分がある場合には、当該超過部分を「持分法適用に伴う負債」等の適切な科目をもって負債として処理することとされる（par.21）。

次に、持分法を適用した非連結子会社に生じた欠損について、当該会社の非支配株主持分に割り当てられる額が当該株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は親会社である投資企業の持分に負担させなければならず、その場合の処理は関連会社に生じた債務超過額の取扱いと同様に行うこととされている（par.21）。

被投資企業に生じた債務超過については、原則として投資勘定の残高の範囲内で認識しつつ、これを超える部分について投資企業が負担すべき理由がある場合には、当該超過額部分について関連会社に対する貸付金を減額したり、なお超過する部分を新たな負債として認識するという処理は、前述の IAS28 における取扱いと整合的である。この

場合の持分法も、全部連結と整合的な一行連結としての性格を有するといえよう。

4. コンバージェンス上の論点

以上のように、現行の日本基準の持分法に関する規定からすると、日本基準における持分法は、おおむね一行連結として位置づけられていると理解できよう¹³⁾。この大きな要因となっているのが、対象として非連結子会社が含まれている点にあると考えられる。日本基準において連結の範囲から除外される非連結子会社は、企業会計基準第二二号「連結財務諸表に関する会計基準」において、次のように規定されている (Par. 14、注 c)

- ① 支配が一時的であると認められる企業
- ② ①以外の企業であつて、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある企業
- ③ その資産、売上高等を考慮して、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい企業

企業会計基準第一六号では、「非連結子会社」の定義が明示されていないため、これらの企業のいずれが持分法の適用対象となるかは明らかでないが、会計制度委員会報告第九号では、「持分法適用非連結子会社は、連結の範囲から除いても連結財務諸表へ与える影響が乏しいために持分法を適用している」 (Par. 3-c) とされている。この点から、実務上は③が持分法の適用対象となつてい¹⁴⁾と考えられる。

すなわち、企業集団を構成する子会社のうち重要性が乏しいために連結の範囲から除外された子会社に対する投資に適用される持分法は、極力全部連結と整合的な手続きによつて実施されるべきである。それゆえ、持分法には一行

連結としての性格が求められるのである。

他方、IFRS10 (par.31) によれば、連結の範囲から除外された子会社に対する投資は、IFRS9「金融商品」に従って損益を通じた公正価値測定がなされなければならない。ここでの非連結子会社は、重要性の観点から連結除外されたものではなく、親会社の事業内容と異なる事業（資本増価や配当、利子、賃貸収益などを目的とした事業）を営んでいるために、連結の範囲から除外された子会社である。日本基準における②のタイプの非連結子会社にあたると考えられるが、他のタイプも含め、非連結子会社に対する持分法適用に関する規定は見られない。

企業会計基準委員会はIFRSとのコンバージェンスを進めているが、IFRSでは親会社が排他的に支配する子会社に対する投資に、持分法を適用する余地はない。一方で、日本基準では、連結上重要性の乏しい企業に限られるものの、親会社が支配する子会社に対する持分法適用の余地がある。支配の有無によって投資に対する会計処理を区別しようとするIFRSとのコンバージェンスを目指そうとすれば、日本基準においても同様の会計処理の区別が必要となる。この点、EFRAG (2014) に対するコメントを表明した企業会計基準委員会 (2014) では、「持分法の有用性については、適用範囲と関連付けて議論を行うべきと考えている」としている (par.4)。今後の基準開発の展開によっては、日本基準においても持分法の適用対象から非連結子会社が除外される可能性がある。

IV むすびにかえて

持分法の位置づけをめぐることは議論がなされている状況にあり、IFRSでは排他的な支配を概念的なアンカーとし

た基準整備が進められているようである。支配の有無による会計処理の峻別は、従来の一行連結から測定基礎へと、持分法の位置づけを変化させる契機となっている可能性がある。そのような位置づけの変化がより顕著になれば、取得原価や公正価値といった資産の測定基礎をめぐる議論に、新たな論点を生じさせることになる。ここで、IAS28における減損処理に関する規定の中に次のような記述がある (par.42)。

「…投資全体の帳簿価額について、回収可能価額…を帳簿価額と比較することにより、単一の資産として IAS36 号に従って減損テストを行う。」

被投資企業に対する投資を単一の資産と見て減損処理を行う旨を定めた規定であるが、ここでの回収可能価額は、被投資企業に対する投資の使用価値と売却コスト控除後の公正価値（いわゆる正味売却価額）のいずれか高い方とされ、使用価値の計算には次の二通りの方法が挙げられている。そして適切な仮定を用いれば両者は一致するとされる (par.42)。

(a) 被投資企業が生み出すと期待される見積将来キャッシュ・フローの現在価値に対する持分（被投資企業の事業活動によるキャッシュ・フローおよび投資の最終的な処分による収入額を含む）

(b) 当該投資から受け取る配当および投資の最終的な処分から生じると期待される見積将来キャッシュ・フローの現在価値

上記(a)の測定によれば、被投資企業全体の価値が測定された上で、当該企業価値に対する持分相当を使用価値とみなすことになり、(b)の方法によれば被投資企業に対する投資から投資企業が実際に得るキャッシュ・フローを基礎とした使用価値を計算することになる。被投資企業で生み出されたキャッシュ・フローが、もれなく持分比率に応じて

配当されるなどの条件が整えば、(a)と(b)は一致することとなる。ここで注目したいのは、減損という限定的な局面ではあるが、投資の使用価値という形で被投資企業の企業価値が計算され、投資の測定値として用いられる可能性があるという点である。さらにIAS36では減損の戻入れが認められていることから、一度減額された投資の帳簿価額は、(取得原価の枠内ではあるものの)使用価値の増加に応じて増額される余地もある。このような技法によって合理的に投資を測定することができるのであれば、被投資企業に対する投資の測定基礎として、使用価値が持分法に代わる余地があるかもしれない¹⁵⁾。

被投資企業が生み出すキャッシュ・フローを見積もる際に投資企業との取引部分を見積もることは、それ以外の将来キャッシュ・フローの見積もりと比べて特別に難しいことではないであろう。むしろ被投資企業との取引については、投資企業にある程度裁量の余地があることを考慮すれば、その他のキャッシュ・フローよりも容易に見積り得る。一行連結としての持分法が果たしてきた役割は、使用価値の計算において投資企業との取引によって生み出される将来キャッシュ・フローを除外することでも果たされ得ると考えられるのである。他方で、「将来キャッシュ・フローの現在価値によって投資を測定する」というやり方は、多くの資産を公正価値によって測定しようとするIASBの考え方にも合致しやすいであろう。少なくとも被投資企業の純資産計上額に依存した持分法による測定値よりは、測定基礎の一つとして馴染みやすいと考えられる。

持分法は、実際に行われる手続の内容に照らしてその会計的性格を探るといって、帰納的なアプローチが採られてきた。結果として、一行連結としての位置づけと測定基礎としての位置づけが持分法という会計手続きの中に混在してしまっているという現状が生まれたのであろう。本稿における検討の軸であるEFRAG (2014) では、従来のような

帰納的アプローチを採る一方で、持分法を一行連結と測定基礎のいずれかに位置づけた場合に、どのような会計処理が実施されることになるかという、演繹的なアプローチによる検討も行われている (pars.52-72)。しかし、持分法という枠内で検討を続ける限り、いずれの性格として位置づけるべきかという問題に対する意見の一致は得難いように思われる。関連会社や共同支配企業（あるいはそれら以外の企業も含めた被投資企業）に対する投資の会計処理方法として、持分法以外の選択肢も含めた包括的な検討がなされるべきであろう。

- (1) 持分法の位置づけに関する歴史的展開については、Nobes (2002) が詳しい。
- (2) 借方に生じるのれんと対称的な位置づけにあるとして、負ののれん (negative goodwill) と呼ばれることもある。
- (3) IAS28 (par.32(b)) では利益の認識についてのみ言及がなされ、その際の借方項目については明示されていない。しかし被投資企業に対する投資勘定を用いて処理するという持分法の手続的性質からして、利益認識時に投資勘定を増額する点について異論はないと思われる。
- (4) 段階取得が行われた場合、支配獲得日以前に保有されていた子会社に対する投資は公正価値で再測定され、子会社に対する支配を喪失した場合には、残存する投資が支配喪失日の公正価値で再測定される。再測定に伴う差額は損益として認識される。他方、支配を維持している状態で投資の追加取得や一部売却を行った場合、このような再測定は要求されない。代わりに、投資の取得価額や売却金額と子会社の純資産に対する親会社の持分の増減額との差額を把握し、これを資本として処理することが求められる。
- (5) トーマツ (2014, p.574) では、この方法が子会社の資本および剰余金に対する非支配持分保有者の権利を反映するものであるとする。
- (6) ここでの実体観と所有主観は、連結財務諸表作成上の基礎的概念である、経済的単一体概念 (economic unit concept) と

親会社概念 (parent company concept) に対応するものと考えられる。なお、IFRS10 や IFRS3 において実体観や経済的単一概念が採用されているといった指摘は EFRAG (2014) に限らず見られる。しかし、それらの基準内においていかなる概念を採用しているかは、明言されていない。

(7) たとえば山地 (1997, p.148) でも、持分法は「一面では投資株式の一評価方法である」としている。

(8) IASB の財務報告に関する概念フレームワーク (par.4.4(a)) によれば、「資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう」とされる。なお、概念フレームワークに関しては、改訂作業が進行中であり、現行の構成要素に関する定義については、一九八九年公表時の規定が維持されている。

(9) 小阪 (二〇一二) では、現行の日本基準の基礎にある資産評価の枠組みにおいて、持分法による測定値が測定基礎の一つとなりうるかについて検討し、そのためには追加的な根拠が必要である旨を指摘している。

(10) 二〇一三年二月から三月にかけて子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計単位とそれらの公正価値測定との相互作用 (interaction) についての議論が行われたという背景がある。

(11) 日本基準と IFRS との間には、のれんの償却の要否をめぐる極めて重要な差異が残されているが、本稿での検討内容には影響しない論点であるため、この点には言及しない。

(12) 投資企業が負担すべき金額は、関連会社の債務超過額のうち持分相当に限られない。例えば、関連会社の他の株主に資金力がなく、投資企業のみが借入金に対して債務保証を行っているような場合等、事実上投資企業が当該関連会社の債務超過額全額を負担する可能性が高い場合には、当該債務超過額全額を投資企業が負担しなければならないとされる (会計制度委員会報告第九号、par.20)。

(13) 紙幅の関係上本稿では検討していないが、全部連結と持分法との手続上の相違点としては、①被投資企業の純資産について時価評価する範囲、②段階的取得時の処理、③取得関連費用の取扱い、④追加取得や一部売却時の処理がある (会計制度委員会報告第九号、par.2-2)。

(14) あずさ監査法人 (2014, p.11) でも、同様の考え方が示されている。

(15) ただ、使用価値にのれん価値が含まれることを考慮すれば、その検討は慎重に行なう必要がある。

【参考文献】

- EFFRAG (2014) European Financial Reporting Advisory Group Short Discussion Series, *The Equity Method: A Measurement Basis or One-Line Consolidation?*, EFFRAG.
- IASB (2009) International Accounting Standard 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, IASB.
- IASB (2010) *The conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASB (2014a) International Financial Reporting Standard 3, *Business Combinations*, IASB.
- IASB (2014b) International Financial Reporting Standard 9, *Financial Instruments*, IASB.
- IASB (2014c) International Financial Reporting Standard 10, *Consolidated Financial Statements*, IASB.
- IASB (2014d) International Accounting Standard 28, *Investments in Associates and joint Ventures*, IASB.
- IASB (2014e) International Accounting Standard 36, *Impairment of Assets*, IASB.
- Nobes, C. (2002) “An Analysis of the International Development of the Equity Method”, *ABACUS*, vol.38, No.1, pp.16-45.
- あずさ監査法人 (二〇一四) 『持分法の会計実務』中央経済社。
- 川本淳 (一九九二) 「持分法の意義と問題点—個別決算への適用—」『会計』第一四二巻第三号、森山書店、pp.129-138。
- 川本淳 (二〇〇二) 『連結会計基準論』、森山書店。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 a) 企業会計基準第一六号 『持分法に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 b) 企業会計基準第一〇号 『金融商品に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 a) 企業会計基準第二二号 『企業結合に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 b) 企業会計基準第二二号 『連結財務諸表に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一四) 「ショート・ディスプレイション・シリーズ『持分法：測定基礎なのか—行連結なのか』」に対す

るコメント」(https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/foreign_operation/others/140617_2.pdf) 最終閲覧日二〇一六年一月二五日)
企業会計基準委員会。

企業会計審議会(二〇〇二)『固定資産の減損に係る会計基準』企業会計審議会。

小阪敬志(二〇一二)『関連会社投資会計の動向と課題』『商学論纂』第五三卷第三・四号、中央大学商学研究会、pp.491-511。

中野貴之(一九九七)『個別会計および連結会計における持分法の適用』『早稲田商学』第三七二号、早稲田商学同攻会、pp.129-158。

日本公認会計士協会(二〇一四a) 会計制度委員会報告第七号『連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針』日本公認会計士協会。

日本公認会計士協会(二〇一四b) 会計制度委員会報告第九号『持分法会計に関する実務指針』日本公認会計士協会。

山地範明(一九九七)『連結会計の生成と発展』中央経済社。

有限責任監査法人トーマツ(二〇一四)『国際財務報告基準(IFRS) 詳説 IGAAP2014 第一巻』レクシスネクシス・ジャパン。